

別記第1号様式(第7関係)

## 会 議 録

附属機関又は 会議体の名称		第5期 第2回豊島区リサイクル・清掃審議会
事務局(担当課)		ごみ減量推進課
開催日時		令和2年7月20日(月) 10時02分～11時40分
開催場所		豊島清掃事務所 講堂
議 題		<p>1 開会</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 委員紹介</li> </ul> <p>2 議事</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 計画改定の方向性について</li> <li>・ プラスチック製容器包装の分別収集による資源化の推進について</li> </ul>
公開の 可否	会 議	<input checked="" type="checkbox"/> 公開 <input type="checkbox"/> 非公開 <input type="checkbox"/> 一部非公開 傍聴人数 0 人
	会 議 録	<input checked="" type="checkbox"/> 公開 <input type="checkbox"/> 非公開 <input type="checkbox"/> 一部非公開
出席者	委 員	松波淳也、山田正人、田中幸一郎、青木正典、小田原治美、須藤泉、藤居秀三、磯一昭、西山陽介、永野裕子、川瀬さなえ、石原淳子、南手千津子、三原真理子、高桑光浩、佐々木渉(敬称略)
	そ の 他	ごみ減量推進課長、環境政策課長・環境保全課長兼務、豊島清掃事務所長
	事 務 局	ごみ減量推進課計画調整係長、同主任 ごみ減量推進課事業推進係長、 清掃事務所管理係長、豊島清掃事務所作業係長、清掃事務所指導係技能長

# 審 議 経 過

(10時02分開会)

## 1. 開会

- ・前回欠席、交代の委員紹介及び自己紹介
- ・傍聴について

## 2. 議事

○会長 それでは、議事に入らせていただきます。

計画改定の方向性について、事務局から説明をお願いします。

○ごみ減量推進課長 それでは、計画改定の方向性についてということで、ご説明をさせていただきます。資料第2-2号をご覧ください。

前回、1月の第1回の審議会におきまして、これまでの振り返りをさせていただいたところでございます。そちらをこの図1のほうにまとめているという状況でございます。計画項目の進捗状況ということで、各三つの基本方針がございますが、こちらの方針と現行の、その後にあります施策ということで、各基本方針において、四ないし五つの施策のほうを、現行の計画での施策を書かせていただいております。それについての現行の進捗状況を赤の囲みの中で、課題と進捗状況とを書かせていただいているところでございます。

それらの状況ですとか、現在の達成状況、それから国や都の状況というところを踏まえて、前回の審議会で改定計画のポイントということで3点お示しをさせていただいたところでございます。一つは食品ロス削減の推進、二つ目は事業系ごみの対策、三つ目として、ごみ資源の適正排出の促進というところで、ここの中では、特にプラスチックごみの削減といったところも盛り込んでいきたいという意見も頂いた中で、盛り込ませていただくというふうなところがございます。

この前回の委員会を受けまして、図2のほうをご覧くださいと思います。計画改定の方向性についてのイメージというところがございます。

基本的な現行の基本方針は維持をしつつ、施策の中で、先ほど出ましたポイントのところを反映させていきたいというふうに考えております。例えば、食品ロス削減の推進については基本方針1のところの施策に新たに盛り込んでいくということ。それから、基本方針2の質の高いリサイクルの実現というところで、プラスチック製容器包装の分別収集の導入の検討といったことで、今日、この後、議論させていただきますけれども、こちらについても、こういった形で盛り込んでいきたいということでございます。

それから、基本方針3のところにおきましては、特に災害廃棄物の対策といったところで、こういったところも一つ諮問をさせていただいているところがございますので、この対策についても、こういった形で施策の中に具体的に盛り込んでいきたいというよ

うなところで、現時点のイメージというふうな形ではございますが、こういった形で反映をさせていきたいというふうに考えております。

実際の、この中身、こういったところを実際反映させていくに当たっては、また、次回以降の審議会のところで素案等をお示しさせていただく中で、詳細については触れていきたいというふうには考えているというところでございます。

計画改定の方向性についての説明は以上でございます。

○会長 計画改定の方向性について、ご説明いただきました。

委員の皆様、何かご意見、ご質問等ございましたらお願いいたします。

○委員 災害対策のごみ対応なんですけれども、何の災害なんですか。この辺、もう少し具体的に地震とか、水害ですとか、そのほか手はつけられませんので、ですけど、下町5区、ご存じだと思うんですけど、もし仮に中川、荒川が決壊しますと、下町5区はほぼ全域が浸かってしまうということになると、膨大なごみといたしますか、今九州の状況を見てお分かりだと思うんですけど。豊島区が、その対象になるような地区があるのかなという。その一つの資料を見ると、普通のところでも若干出ると。見えない暗渠というのはいっぱいあるんですよね。過去に板橋区のほうと、それから、あそこの神田川ですか、のほうで豊島区に水害というものが起きているということで、それ、もし仮にそういうものであれば、何か豊島区としてのそういう資料とか、そういうものを頂けたらありがたい。そう思っていますので、ぜひご検討いただきたい。

○会長 事務局のほういかがでしょうか。

○ごみ減量推進課長 この災害廃棄物の対策の関係で、最初に重点的に考えていのは、地震の災害といったところを中心に検討を進めているというところでございます。各区、やはりいろんな状況がございまして、もちろん、地理的な状況、そういったところもございまして。区内の河川ということではございますと、ご指摘いただいたとおり神田川ということで、町丁目でございますと高田の付近、その辺りが流域というふうな形になっておりまして、洪水ハザードマップのほうでも浸水の危険性も示されているというところではございます。

地震災害を今は重点的に考えていくというところではございますが、やはり水害等も全国的にもかなりの規模で出ておりますので、そういったところの対策も考えていかなければいけないのかなというところは考えているところでございます。

○委員 ありがとうございます。

○会長 そのほかございますでしょうか。

○委員 このイメージを作ったところから、今の社会が変わったのは、コロナウイルスといたしますか、感染症の流行というのが社会をかなり変えてしまったということはあると思います。これは、こういったごみ処理の計画にも反映させていかなきゃいけないんじゃないかと思っております。例えば、今回の感染症が原因として感染していくということは少ないと思うんですけども、例えばマスクとか、あとは口がついたペットボトル

とか、そういったものを今までのように回収していいのかどうか。また、そういったものをリサイクルしてよいかどうかというような判断はしなきゃいけないと思いますし、例えば、O-157みたいな感染症が流行したならば、これは触れただけで伝播していくタイプのもので、もっと嚴重に廃棄物処理等で管理していかなきゃいけないということがあると思います。そういったことを含めて今後の計画は考えていかないといけないかなとは思っています。

今回のコロナも、多分、あと一、二年ぐらいは続いていくだろうと思いますので、この計画の中に対策を入れてしまっているんじゃないかなと、またその先のことを見据えたほうがよいかと、私は思います。全般的な意見ですが。

○会長 そのほかございますでしょうか。計画全般、コロナ関連というか、感染症の面も視野に入れると、そういうご指摘だと思いますが、もっともなご指摘だと思います。

○委員 今の感染症について、またはウイルス。豊島区として、感染症関係で特別に扱うというお考えがあるのでしょうか。都のほうからのお話はあるんですけど、区からはないと。直接じゃないんですけど、たまたま手前どもで、そういう感染といいますか、特管物というふうに普通言われる医療関係の回収をします。それは、嚴重に梱包された状態で直接焼却工場。これは全部民間なんです。民間の焼却工場へ持って行くと。それで、今、課長さんにうちの感染対策の車両の防護服というのを見ていただいたんですけど。かなり嚴重ですけど、そういうのを区のほうで何かこちらに依頼があるのかと。それは都のほうは、今回、こういう問題ですから、ある特定の病院、またはホテル等を予約して、そういったところから発生する。病院の場合は、もともと、そういうものは発生していますので、また改めて、それだけの特管物として梱包が全く違うような方法を指定します。非常に嚴重なんです。そのほかは、ホテルのほうではほとんど出ません。僅か関係するものだけを出すんですけど、僅かなもので、月単位にしても、それほどのものではないというのが、この大体2月ぐらいから始まって、今日に至る経緯です。この収束したときは、ほぼ、そのホテルは解約されていますので、仕事はほとんど終わると。こういうことを区のほうで知っていただいて、仮にそういうことを言われてくるのであれば、区のほうからお話があるのかなという、そういう考え方です。

○会長 事務局、いかがですか。

○ごみ減量推進課長 現在区のほうですと、家庭からのごみというところを中心というふうな形でやっております。そうですね。区のほうから、特段、こういったものを事業者さんにこう処理していただきたいというふうなところは、今のところは、特に出てきているような場面はないのかなというふうなところでございます。

○委員 今の件なんですけども、確かに東京都が中心になってやっていただいているというのもあるので、我々も、ちょっと意識が民間さんをお願いしているという部分もあって、いまひとつよく分かってない部分もありますので、その辺は逆に教えていただきながら、区として、やはり、こういうものをやっていかなきゃいけないというのは検討し

ていきたいと思いますので、ぜひ、いろいろ教えていただければと思います。

○委員 いえいえ、私が教えるなんてあれじゃないですけど。たまたま、昨日、NHKの放送で、神奈川県が次々に飽和状態で一般の患者さんが全部追い出されるというか、大変な状況が幾つかの病院で起きちゃったんです。

ということは、仮に東京のどこか、豊島区内で、そういう問題があれば、当然、そういうことが起きてしまう。幸い豊島区の病院というのは、特に指定されていないんですけど、ご存じのように台東区では病院が丸ごとかかってしまったというような。

ですから、本来、区の担当ではないんですけど、そのことは、やはり情報として、どうなんですかね、区民に知らせるかどうかは分かりませんが、管理しなきゃならないんだろうとは思っています。すみません、勝手なことを言って。

○委員 関連して、医療廃棄物という形になりますと、産廃の中の医療廃棄物、その中で感染性、非感染性、おむつとか、そういうものも、そういう分かる方がいますけども。これが家庭系からも出てくる可能性が十分にあるという形で、やっぱり基本、区の収集運搬だったり、焼却も含めて、家庭系だからということで、ここに対して、やっぱり危機意識というかが薄かったところは否めないかと思うんです。過去も医療廃棄物の関係とか、あと家庭で使った注射器だったり、いろいろ問題になったことはあったかと思いますが、それぞれの家庭全てで、こういう感染性廃棄物が出る可能性があるというふうに考えながら産廃のほうの取組を改めてしっかり学ぶ必要があるのかなということは、今回のコロナをきっかけに思ったところで。そこを現場でよくご存じの委員が言ってくださったのかというふうに思っています。

やっぱり業種で分かれていて、扱わないだろうというふうに想定されて、いろんなルートなり基準が決まっているものを、法律も確かにそうなっているんだけど、現場としては、もっと危機感を持って対応しなきゃいけないところの気づきが、今回あったんだろうなというふうに思っています。そこの重要なご指摘を頂いたのかなというふうに思っております。計画の中で、どういうふうになるのかちょっとよく分からないんですが、意識としては全般に、これは考える必要があるのかなということを改めて私も思いました。

○委員 すみません。ついでですので、時間を取ってすみません。

委員がおっしゃるとおりなんで、実は、家庭系の回収も弊社の関係の清掃会社でやります。大変、その時期は増えたんですね。あと、手前どもの事業系であっても、やはりマスク等は廃棄されます。町中にも捨てられちゃうというような、これは、そこに手をつけるかというのは難しい、あまりにも難しい。ですけど、通常、これを捨てる時の方法というのはあるような気がして、それをちゃんとやれば、今の委員の幾らかでも防衛策にはなるというふうに思っているんです。

実を言いますと、回収する側が怖がります。さっき課長さんに、手前どもの感染性の回収をしている部隊がありまして、完全防護なんですけど、えっと思うような格好をさ

せています。それで帰ってきたら、全部消毒というようなね。だから、そういうことを、今お話になっていることが通常の区内で、区からお話が出るとなると区内全体が大変な騒ぎになる可能性がありますので、それは感じます。以上です。

○会長 今、計画改定の方に関しまして、感染症に関する対応についても盛り込むという方向で考えていただきたいと思います。

では、次の資料第2-3号、プラスチック製容器包装の分別収集による資源化の推進について、事務局から説明をお願いします。

○ごみ減量推進課長 それでは、資料第2-3号、プラスチック製容器包装の分別収集による資源化の推進についてというところでご説明をさせていただきます。若干説明、長くなる場合がありますので、座って説明をさせていただきます。

先ほど、振り返りをさせていただきましたとおり、前回の審議会の中でも、プラスチックについての対策、こういったところをしっかりと考えていきたいという発言を踏まえまして、また7月1日からレジ袋の有料化も始まっていて、プラスチック削減に関する関心も非常に高まっているというところの中で、今回のこの説明をさせていただくというところもございます。

まず、1番でございますが、本区におけるプラスチックごみのリサイクルについての状況を、まず簡単に説明をさせていただきたいというふうに思います。

図表の1に主なプラスチック製容器包装ということで書かれております。こういったものがプラスチック製容器包装というものに当たるのかということで、こちらに書かせていただいております。トレー類、ボトル類、カップ・パック類、それから緩衝材、キャップ類、それから袋、チューブ類、ネット類と、それぞれございます。これらを合わせてプラスチック製容器包装というふうに呼んでいるというところでございます。なお、ペットボトルは別に、このプラスチック製容器包装とは別というふうな形での扱いとなっております。他のプラスチック製の容器と分けて、再商品化をペットボトルのほうはさせていただきますので、ここでは分けてという形になっています。

現状でございますが、本区におきましては、左上にあります二つ、トレー類とボトル類でございますが、トレーに関しては発泡スチロール製のトレーについて、それからボトル類については、シャンプー・リンス、ソース・ドレッシング、化粧品、洗剤、食用油といったもののプラスチック製の容器を資源として回収をしているというのが現状というところでございます。

こういったプラスチック類でございますけれども、容器包装材をはじめ、生活のあらゆる場面で使われておまして、私どもの暮らしを支えているとものでございます。一方で、埋め立てた場合、分解をされないですとか、それから焼却の処理に伴って温室効果ガス等が発生するといったところで、3R、それから適正処理を進める上での長年の課題となっているところがございます。

本区の資源回収の状況、これまでの沿革というものが、2ページの図表の2番でござ

います。

本区におきましては、平成7年からパイロットプランということで、一部地域で7品目9分別の資源回収を始めました。この当時は、先ほど、申し上げたプラスチックの関係でいいますと、トレーですね、トレーのほうを回収していました。その後、品目等を増やしたりしてきた中で、次に平成14年に、こちらで、新パイロットプランということで、さらに品目のほうと分別を増やしてというふうな形で資源回収を進めていったというところがございます。平成14年からは、ボトルタイプのプラスチック製容器を追加しています。この当時は2週間に1度という状況でございましたけれども、平成20年から毎週の回収を始めて、現状の形、週に1回収をしているのは、平成20年からというような状況になっているところがございます。

その下になります、図表の3でございます。家庭から集められたごみですとか、資源がどのようなルートで最終処分まで、あるいはリサイクルされているかをまとめております。赤で示されているところがごみということで、青は資源というような状況になっております。

燃やすごみにつきましては、豊島清掃工場等の清掃工場で焼却をされております。金属・陶器・ガラスごみ、粗大ごみにつきましては、それぞれ資源化事業というものをやっております、中央防波堤のそれぞれの処理センターのほうに運ぶ前に、粗大ごみに関しては金属部分。それから、金属・陶器・ガラスごみについては、資源化できる部分を取り出した上で、残渣のみ、それぞれの不燃ごみ処理センターと粗大ごみ処理センターのほうに運んで、ここでも、さらに金属部分をさらに取り出したりをした上でということで、最終的に残った部分だけ、中央防波堤の最終処分場に埋立処分をしているという状況でございます。

青の囲みが資源回収でございますが、こちら、行政回収ということで集積場、あるいは区民ひろば等の拠点回収をしているところでの資源につきましては、それぞれ資源化をしているということでございますが、そのうち年間1万253トン行政回収を行っているところがございますが、そのうち現状回収しているトレーとボトル類、こちらについての回収量は、現状105トンというような状況になっております。

そのほか、町会の皆様にご協力も頂いております。集団回収では、主に新聞・雑誌を回収させていただいておりますが、これらを資源として回収をして、合わせた資源回収量は1万4,802トンということになっております。資源化率というところでは、平成30年度は21.6%というような状況になっているところがございます。

続きまして、2番、プラスチックごみをめぐる動向ということでございます。前回の審議会でも、国や都等の動向のほうは触れさせていただいているところがございますが、改めてというところがございます。

丸の二つ目の国の状況でございますが、令和5年5月に「プラスチック資源循環戦略」を策定しまして、この中では、ワンウェイプラスチックを2030年までに25%排出

抑制、それから容器包装プラスチックの6割をリユース、リサイクルするといった目標を掲げているというところでございます。

また、丸の三つ目、東京都の状況でございますけれども、昨年12月に「ゼロエミッション東京戦略」、それから「プラスチック削減プログラム」というものを策定いたしました。その中で2030年の目標として、プラスチックごみの焼却量を40%削減するという目標を掲げて、区市町村にプラスチック分別収集の拡大促進といったところを盛り込んでいるところでございます。これが具体的に東京都でも、この導入するに当たっての支援事業、こういったところも今年度の予算にも反映されているというような状況でございます。

(2) 番でございますが、区市町村のプラスチック製容器包装の分別収集の導入状況というところでございます。まず実施率という点で見ますと、全国的な区市町村の実施率は、平成30年度で76.7%ということでございます。これは一部でも導入をしている自治体の割合というところでございまして、豊島区も一部ということで、これに入っており、76.7%という状況でございます。そのほか、ガラスですとか、ペットボトルといったものは、もうさらにリサイクルのほうは進んでおり、かなり高い割合になっているというような状況でございます。

この区市町村におけるプラスチックごみのリサイクルでございますが、容器包装リサイクル法に基づくプラスチック製容器包装の分別収集によるところが主となっております。これに伴いまして、指定法人ルートというところがちょっと出てまいりますが、そちらは、次の4ページの図表5のほうをご覧くださいというふうに思います。

指定法人ルートの仕組みというところでございますけれども、消費者、市町村、特定事業者ということで、それぞれ書いておりますが、この三者がそれぞれ役割分担をした上で連携して容器包装廃棄物を削減していこうということで、そういった考え方の下に進めている指定法人ルートの仕組みというところでございます。

消費者の役割としましては、容器包装をしっかり分別して排出するということ。それから区市町村の役割は、容器包装を分別収集して、異物などを選別した後に圧縮して、それを保管するというところが区市町村の役割というところでございます。それから、特定事業者というところでございますが、これは容器包装を利用するメーカーですとか、あるいは容器自体を製造している事業者、これが特定事業者ということで、それらを作ったり、利用している事業者が、それを再商品化するための費用を支払うという形になっております。その特定事業者が指定法人に再商品化を委託するという形で、その指定法人というのが日本容器包装リサイクル協会というところでございますが、そちらが特定事業者から再商品化の費用を集めて、区市町村の保管場所ごとに入札で再商品化事業者を決定して、委託費用を支払うというような形になっております。

一方、本区におきまして、今、一部回収をしておりますトレーやボトル類というところ



ろでございますけれども、こちらについては、現在は、この指定法人ルートというルートではなくて、区が委託しております、収集運搬・再商品化の事業者まで、収集運搬と再資源化、これを一括して事業者に委託をしてやっているというところでございます。この指定法人のルートを用いない方式は独自処理方式などと呼ばれておりますけれども、こういった形で処理をしているというところでございます。容り法が施行される前からパイロットプランによりまして、多品目を回収しているというふうなシステムが構築されていたという中で、本区では、このような形で処理、資源化をしてきたというふうな状況でございます。

5ページにお進みいただきまして、23区での状況ということでございます。令和2年4月現在、23区中12区が、このプラスチック製容器包装につきましては、全品目を対象として、分別収集を行っているという状況でございます。その12区におきましては、全ては指定法人ルートを利用しているというふうな状況でございます。それ以外の区におきましては、本区を含む5区がトレーやボトルといったものの一部のプラスチックを対象に、これは集積所での回収を行っているという状況でございます。

さらに拠点回収というふうに分類のところとなっております、文京区、世田谷区、渋谷、北、板橋といったところは拠点回収方法というふうになっております。こちらにつきましては、集積所ではなく、豊島区で言えば、例えば区民ひろばですとか、そういった出先の施設に回収ボックスを置いて、そちらにお出しいただくという形で実施をしているというふうな状況でございます。

プラスチック製容器包装の分別収集を行っている12区の区民1人当たり1日当たりのプラスチック回収量につきましては平均で1人1日当たり15.8グラムとなっている状況でございます。こちらは、6ページの図表の8に書かれているところでございます。

こういった今状況になっている中で、本区において、このプラスチック製容器包装の分別収集導入をめぐる主な論点ということで書かせていただいております。

丸の一つ目でございますが、プラスチックにつきましては、まずは循環利用の優先順位にありますとおり、まずリデュース、排出の抑制を進めつつ、それでも排出されてしまうものは、さらなるリサイクルを推進して、焼却処理に伴う温室効果ガスの削減を進めるということ、資源として有効利用を図ることが求められているという状況でございます。その方法としましては、先ほど、お伝えした安定的な再商品化のルートが確立されておりますプラスチック製容器包装の分別収集、指定法人ルートが妥当と考えるところでございます。

一方で、新たなリサイクルを開始するに当たりましては、区民の皆様の分別排出等のルールが変わるということで負担をお願いするような部分が出てきたりですとか、もちろん、追加的な費用も発生するというところとなってまいります。そういったところを含めて、導入の是非を検討するための以下の6点について、分析をさせていただいてい

るところで、課題や考え方を整理させていただきました。

(1) ということで、どの程度、ごみ減量・再資源化推進が期待できるか。(2) 温室効果ガスはどの程度削減できるか。(3) 費用はどの程度かかるか。(4) 選別・保管場所の確保。(5) 区民の手間・分かりやすさ。(6) 排出抑制の必要性と。

この後、説明をさせていただきますが、こういった6点を出させていただきます。

現在の分別収集と比較対象とするプラスチック製容器包装の分別収集の概要が、次の図表9のところに示させていただきます。

現状というところでございます。この中でトレイ・ボトル類というところでございますが、プラスチック製容器包装のうちトレイ・ボトル類を現在は区で回収をしていますが、それは独自処理ルートということで、民間選別施設で、材料リサイクルということで、パレット等に生まれ変わっているというような状況でございます。

それを、全品目回収をする形になりますと、こちらのほうをプラスチック製容器包装のこの図に書かれているような品をそれぞれ集めるというふうな形になりまして、民間選別・保管施設となっておりますが、これ区の役割として、先ほど指定法人ルートのほうでお話をさせていただいた、区の役割として、選別・保管を行うこととなっておりますが、これは後ほど、また触れますが、委託をするというところが一般的な形になっておりますので、民間の施設で選別や保管を行います。指定法人ルートを通しまして、材料リサイクル、ケミカルリサイクルとなるというような流れになるというところでございます。

それでは、各六つの論点についての説明に参りたいと思います。

8ページの(1)でございます。どの程度のごみ減量・資源化推進が期待できるかというところでございます。平成30年度の豊島区廃棄物排出実態調査、これはいわゆる組成調査と呼ばれているものでございまして、一定期間、集積所の何か所をサンプル地点として決めまして、時期も決めまして、実際集積所に出されたごみを集めまして、その中身を開けて、実際、どういったごみが含まれているのかを、ごみの分別の区分ごとに見ていく。その中で燃やすごみにどういったものが含まれているのかを表しているものでございます。

平成30年度、燃やすごみ5万1,268トンというところでございますが、その中のうち、容器包装プラスチックに係る部分は、現状13.8%、これが可燃ごみの中に含まれているという現状でございます。それを単純に計算しますと、7,080トンのプラスチック製容器包装が焼却されているというのが現状というところでございます。

一方、これを全て資源として回収できるかといいますと、汚れたプラスチック製の容器包装はリサイクルできなかつたりしますし、区民の方の分別の協力、完全に分別して出していただけるというところも、なかなか難しいというところの中で、全てを分別収集することは難しい状況の中で、導入をしている12区での平均を合わせて入れますと、1人1日当たり15.8グラムというふうなところで仮定をしますと、燃やすごみが1,

563トン減少して、それで、再資源化率につきましては、平成30年度21.6%から23.9%に上昇することが期待されるとございます。

右のページの図表11にございますが、先ほど、現状のところを図表3のほうでお示しをいたしましたけれども、燃やすごみが1,563トン削減され、それが資源回収、行政回収のところのプラスチック製容器包装のところでは1,563トン増加し、それに伴い資源化率のほうも上がっていくというふうなところとなっております。

(2)番でございますが、温室効果ガスがどの程度削減できるかというところがございます。これは10ページの図表12をご覧いただきたいと思いますが、まず増える要素といたしまして、新たに収集の品目が増えるため、収集運搬車両、これも増えてくるということになりますので、それに伴うCO<sub>2</sub>の排出の増というところを見込んでおります。大体、今、先ほど出てくるような資源回収量の量を推定した中で、車両がどのぐらい増えてくるかというところですが、現在の推定だと5台ぐらい増えるのではないかとこの想定でございます。そのような中で排出が増加するというところがございます。

一方で、これを焼却でないような形で再商品化を行いますと、内訳としては、材料リサイクルとケミカルリサイクルということで行う形でございますけれども、これらが、大体ご覧のと通りの削減が試算できるというふうなところでございます。

一方で、燃やすごみで、今まで出されている部分で、それを熱として回収をしていくと、清掃工場で熱として回収をしているというところがございますが、そのエネルギー回収量が減少するというところの中でのCO<sub>2</sub>の負担増というところも出てくるというところがございます。

それらを全て計算しますと、約2,600トンのCO<sub>2</sub>削減効果になるというふうなところが試算が出ております。これは、約300ヘクタールの杉の人工林が1年間に吸収するCO<sub>2</sub>に該当するというような状況というところがございます。

材料リサイクル、ケミカルリサイクルという、その手法の概要というところを図13のほうに示させていただいているところがございます。

(3)番、費用はどの程度かかるかというところがございます。実際に増えてくる費用の負担の部分としましては、大きく二つございます。一つは、収集運搬の費用の増加ということで、先ほど5台程度、1日当たり増えてくるというふうな形になりますと、車両がそれだけ増加した分ということで、年間ですと、1億2,000万円程度。それから、区市町村の役割ということになりますと、この選別と保管のための経費といったところが、およそ1億8,000万円程度というふうなところで、合わせまして年間おおむね3億円程度のさらなる負担が発生するのではないかとこの試算をしているというところがございます。

(4)番、選別・保管場所の確保ということでございます。今、1.8億円程度という試算でございますけれども、この容器包装、そのまま再商品化事業者に引き渡すということではなくて、実際に区のほうでしっかりと異物や汚れを除去した上で分別の基準を

満たすような、そういったきれいなもので出さなくてはいけないということでございます。写真にありますとおり、こういった形で選別をしてベールに、きれいな形の物にした状態で、選別・保管施設に確保して行って、再商品化事業者に引き渡すということが必要となってくるということでございます。

これを区市町村の役割として行う必要がありますけれども、23区におきましては、先ほど5ページの図表7のほうでお示しをさせていただきましたが、その表の一番右にありますとおり、指定法人ルートの場合の指定保管場所、23区でどのように確保しているかというところは、港区を除いて自分たちの区の中に確保できているというところはないというところで、ほかの民間の施設のほうで、選別・保管を行っているというところでございます。

本区で、これを行うというふうな場合でも、区内に実際にそういった場所を確保するのは難しいのかなというところがございます、これを実際にどこかに確保しなくてはいけない。そのための費用ということで、年間1億8,000万円程度かかってくるのではないかと追記しております。

続きまして、12ページの(5)番ということで、区民の手間・分かりやすさというところがございます。これは、プラスチック製容器包装を実際に分別して、全て分別して回収するという形になりますと、区民の皆様、そういったところをしっかりとルールをお伝えした上で分別をしていただく必要が出てまいります。その際にはプラマーク、実際にマークが出ておりますが、そちらがついているというところが分別の目安になってきます。

一方で、レジ袋ですとか、ラップですとか、そういったようなものが印刷されていないような容器包装も一部あるということ。あるいはクリーニングの袋、それからCDケースとか、そういったものは対象とはならないといったところで、判断が難しいものも出てまいりますので、そういったところのルールをしっかりとお伝えをして、ご理解を頂くようにしなければいけないということがあるかなというふうに思います。

それから、汚れや付着物があるような場合は、さっと水洗いをして出していただくというふうなところもありますけれども、それでも落とすことが困難なものは、燃やすごみに出していただくとか、そういった細かいルールがかなり出てくるというところがございます。そのほか二重の袋にならないように出していただいたり、そういったことが必要となってまいります。

実際に、分別収集を導入した場合でも、その中に多く汚れたプラスチック類ですとか、そういったものが入り込んでしまうと、指定法人に引き渡す際に、この選別の段階で、かなりコストがさらにかかってしまうということになりますので、やはり、しっかりとお伝えをして、ご協力を頂くような必要が出てくるところでございます。この辺り、すでに実施している自治体でも、相当長い期間をかけて丁寧に説明をしているという状況とのことでございますので、豊島区で実際にこれを行う際には、かなり長い期間をかけて

丁寧に周知をしながら進めていかななくてはいけないという状況でございます。

最後、(6)ということで、排出抑制の必要性ということでございます。最初にもお伝えしましたけれども、優先順位が一番最初は、最も重要なところは、排出抑制ということが最も優先すべきところでございます。分別収集をして、燃やすごみの量を減らすということはできますけれども、プラスチック自体の排出を減らすということには、それだけではつながりませんので、まずはリデュースの大切さ、そういったところをしっかりとお伝えをしながら、この排出抑制の行動もしっかりと訴えていかななくてはいけないといったところは、前提として、まずはあるのかなというふうに考えております。

最後に、まとめということでございますけれども、今、こういった六つの論点で説明をさせていただきましたが、ごみの減量、再資源化率の向上、それからCO<sub>2</sub>の削減といった効果が得られる一方で、区の負担、それから区民の皆様への分別のさらなるお願い、それから選別・保管場所の確保と、こういった課題があるというところでございます。こういった状況の中で、さらにプラスチックごみを削減していくというところについて、引き続き、区においては、その容器包装の分別収集導入に関するさらなる検討を、もっと詳細に検討を行うべきであると。その際には、区民にとって分かりやすい出し方、実際にかかるコスト等についても、さらにより詳細に調査を行って、具体的な検証を加えた上で、導入の是非を判断すべきと考えるというような形で、まとめをさせていただいているところでございます。

説明長くなりましたが、説明は以上でございます。

○会長 ご説明ありがとうございます。

プラスチック製容器包装に関する分別収集ですね。従来独自ルートでやられていたんですけれども、この機会にプラスチック製容器包装の資源化の拡大を目的として指定法人ルートに移行しようという、そういったご提案だと思います。

この件に関しまして、ご意見、ご質問等がございましたらお願いします。

○委員 いま説明を頂きまして、そして、このまとめに至った経緯も十分理解をしているところでございますけれども、今月の19日、7月19日の新聞の一面に載っていたと思うんですけども、プラごみ一括回収ということを政府が2022年ですか、以降に進めていくということで、そこに書かれていたのも、プラごみを一括で、区民の皆さんとか、そういう人たちの手間だとか、そういうのなしで、一括で回収できるというような方向で考えているということが新聞に載っていたんですけども。そこで、またレジ袋の有料化と両輪でやっていかないと、今、もうやっぱり海洋汚染等々も進んでいて、世界的な問題になっているということで、これ真剣に取り組んでいかななくてはいけないということを、新聞の一面に出るぐらいですから、これ本気でやろうとしていると思いますので、その辺、区としては国と東京都、自治体ということで、どんなお考えを持って進めていこうと、いるのか、ちょっとそこら辺だけ、もう少し詳しく。このまとめ、六つの論点がありましたけれども、それは本当に重々承知しています。第4期のときも、この

委員を務めさせていただきまして、そのときもいろいろと話が出ていて、あったかと記憶しているところがありますので、この論点、六つの論点があったということで、まとめまでいったということは十分理解しますけども、今このような現状の中においては、区の考えも少し変わってきたと思いますので、まとめ以上に何か考えがあれば、お聞かせいただければと思います。

○ごみ減量推進課長 ありがとうございます。委員ご指摘いただきましたとおり、7月19日の新聞報道のほうでも、製品のプラスチックということで、具体的にはバケツですとか、それから歯ブラシなんかも、そういったものになってくるかと思えますけども、そういったものについても、資源回収の対象にというふうな形でなされたというところでございます。

現在の検討、今回、今日お話をさせていただいたものは容器包装に係る部分ということですが、ここよりもさらに進んで製品のほうもというふうなところでございます。23区におきましても、今のところだと、製品プラを対象としているのは千代田区と港区というところでございます。区では、この製品のほうをどのようにしていくかというところの具体的な議論や、考えているところは、今のところ、まだ具体的な考えに入っていないというところでございます。

ですが、こういった形の方針も示されましたので、これが、今度、回収のルートとかも、この指定法人とかという形になっていくのかどうかとか、そういったところの状況とかもよく見極めながら、これについての回収についても、どのようにしていくかというところは検討していかなくてはいけないなと考えております。

○委員 ありがとうございます。

ぜひ、もう待たなしたと思うんですよね。当時も、何かいろいろあったと思うんです。区民の方たちが大変なんじゃないかとか、そんなような議論もあったかと思えますけれども、もうこれはそんなことを言っている場合ではないということを、ぜひオールとしまと、区長さんよく使われますので、オールとしまで進めていかなくてはならないんじゃないか。

やはり、23区中12区が実施していたということもありますし、そういった意味では、やはり、ちょっとほかの区ができて、何で豊島区ができなかったのというものもあると思いますし。23区の清掃一組の議会なんかも行きましたも、いろいろ各区事情が違おうと思えますけれども、やはり、ここは23区一緒に取り組まなくちゃ駄目だと思っておりますので、ぜひ前向きに。そして、この審議会というもの、計画見直しするときは、いっぱいこういう会議をする。そのときも言ったと思うんですけど、本来、もう計画改定するとき以外でも、区民の皆さんの声を拾えるように、あえて今年だけ、この計画改定のときだけ、こっだけ審議회를詰めてやるんじゃないかと、ほかの年も、やっぱりかなり何回も区民の皆さんの声を聞くような形もあってもいいんじゃないかなと思いますので、補足で付け加えさせていただきましたけれども、以上でございます。

○委員 どうぞ。

○委員 いいですか、先に。すみません。

今の話は指定法人ルートありきのお話なのかもしれませんが、指定法人ルートに乗っかっていない理由というのは冒頭にご説明あったとおり、この容り法の指定法人の形ができる前から豊島区は分別収集をそれなりにやっていたと。この指定法人ルートができたときに、このルート自体の問題点もあったわけですね。リサイクルの有効性だったり、置場の問題だったり、コストの問題だったり。ただ、私が1回目のときにちょっと質問させていただいたわけですが、4年前、2年前ですか。中国のほうの輸入規制ができて、その行き先が東南アジアにシフトして、その東南アジアでも受け入れないというようなことになって、国内の廃プラ市場が、処理の状況がいろいろだぶついたり、課題が出てきているんじゃないかということもあって、この独自ルート自体もどうなのかということも検証をする必要があるということは申し上げたと思います。

だから、そこも含めて、どのルートがいいのかというのは、ほかの区がやっているから指定法人ルートという考えじゃなくて、やっぱりちゃんと検証する必要があるというふうに思います。

それで、全体の説明の中で、最後のほうに大前提は発生抑制、リデュースだということで、最後にちょっと言われたんですけど、ここをきちんとやっぱりやらないといけないので、言葉の上ではそうおっしゃっているけども、現実そうじゃないところが、やっぱりリサイクルの話の議論を中心に、この資料もなっているわけですね。だから、発生抑制の話をもっとやる必要があるんだというふうに思います。

我々は家庭ごみのことを議論するわけですが、今、飲食店がコロナの影響でテイクアウトにシフトしていて、食べ物の容器が非常に家庭から出ている状況もあると思います。そういうことも含めて、身近なところで発生抑制をやる必要があるし、大本のところは拡大生産者責任、これがあまりちゃんと言われなくなりましたよね。これって、1区でやっても、なかなか変わらないところではあるんですけども、拡大生産者責任も含めた発生抑制の議論をきちんとやっていく必要があるなというふうに思っています。

それと、リサイクルの中身について、今回本当にリサイクルというふうに流れたところで環境負荷がどうなのかということ。CO<sub>2</sub>については、きちんとこれ検証していただきましたが、ちょっと私が疑問だったのは、私、情報が古いのかもしれませんが。20年ぐらい前、行政書士で廃棄物のいろいろやっていたときに、RPF燃料がもてはやされて、プラスチックのリサイクル先として、かなり有効だというふうにされたんですけども、RPF燃料がどこにこれ入るのか。サーマルに入っているんですか。今、あまり出てないんですか。RPFだけでなく固形燃料化は、いまだにある程度されていると思うんですけど。その分のCO<sub>2</sub>の負担というのがどう計算されているのか。

あと例えば、付着物の問題がさつき指摘されて、さっと水洗いしてというのがありま

したけど、ここの部分のCO<sub>2</sub>とか、環境負荷というのが考えられているのか。CO<sub>2</sub>の計算も、やっぱり豊島区だけでやると限界があると思うんですけども。これも、あまり言われなくなったなと思うんですけど、ライフサイクルアセスメントというか、トータルの環境負荷を考えたときに、目に見えて燃やすよりリサイクルのほうがいいだろうというような、そういうふうに流れがちなんですけども、本当の環境負荷がどうなのかということを考える必要があるんじゃないかと思っています。

CO<sub>2</sub>は収集・運搬のところは計算していただいているようですが、この図表の12というのは、豊島区独自で積算した数字なんでしょうか。どこが出している資料なのかがちょっと。特に書いてないということは、豊島区独自に出した数字なのかなというふうにも思うんですけど。トータルで、もう少し幅広く視野を向けて環境負荷を考える必要があるんじゃないかなということが一つです。

あと、プラスチックは、埋立てにすると環境ホルモンとか、そういうことも昔言われましたけど、それもあまり言われなくなった。その環境負荷の観点がCO<sub>2</sub>だけじゃないという、あと見えないところで発生しているCO<sub>2</sub>というの、ある程度積算されているのかどうなのかというのはちょっと疑問でした。

単純に、そのコストも問題だけじゃなくて、家庭ごみですから、人の生活の中でどう組み込めるかということもあると思います。分別収集している地域のごみというのは、大体削減の方向にあるというのは数字で出ていると思うんですけども、やっぱり意識がそこに向かうことによって、こうしなきゃいけない、一緒くたにやるよりは意識がそこに向かうので、発生抑制の効果が間接的に起こっているということがあると思うので、そういう一人一人の生活に着目した動線だったり、それぞれの動き、生活に着目して、どういう効果があるのかということも含めて、検証する必要があるのかなと思います。

以上です。

○委員 いいですか。

○会長 お願いします。

○委員 会長、少ししゃべってもいいですか。すごく難しくて幅が広い。だから、何から手をつけていいか、具体的に分からないんですけど、現状を少しお話だけしておきます。

プラスチックはどうにもならないほど国内にだぶついています。もう一昨年から廃棄物の処理費用が非常に高騰しまして、その分だけ、我々がお客様にお願いするというような事態も起きています。幾らか緩和されたんですけど、これは、まだまだ続いています。中国は全面的に廃プラスチックは禁止ですから。東南アジアに流れるかというのと、これも流れません。ほとんどがバーゼル条約に引っかかっちゃうんで、出ないと思います。

その上で、このプラスチックへの対応というので、先ほど歯ブラシから文具に至るまで全部というのは、これ、どこまで法制化してやるかというの、一番地方自治体にもかかってきちゃうことだと思うんですけど。方法論とすれば、ガス化しかないだろうというふうに、これ一個人が思うんですけど。昔からこの技術はありまして、物すごい莫大



なお金をかけて、国、自治体、東京都もやったんですけど、全部途中で放置しちゃったんですよ。これ、ご存じかもしれませんが、スターダスト計画というのがかつてありました。これは大半をガス化してしまう。ガス化すると、ガス化の中で、ここにも出ていますけど、これから、もう一回それをやろうというのが、アールプラスジャパンというんですか、大企業が集まって、プラスチックの有効をどうやるかというのが立ち上がってきたんですけど、これをやれば有効かなというふうに、やる人もすごいし。やはり、これはガス化して、いろんなエチレンとか、そういうものにベンゼンとか、いろんなものに分かれるんです。それを利用したほうがいいと。一部は昭和電工さんはやっているはずですよ。昭和電工さんには、大量のプラスチックが集まっていますから、これは、ほぼ査素だろうと思いますけど、それを取っている。こういう技術がもっともって発展するのと、焼却炉、その近代的な焼却炉がそういう形でできるというのが一番成功するんじゃないかなと私は思うんですけどね。

ただ、廃プラ事情は非常に困難です。それよりかは製造に規制をかけろというふうに思うぐらいでね。RPFその他の、RPFというのは、それからグラフといって圧縮してやるというのは、これ東京都が一つの場所、かつての夢の島を提供して、うちもエントリーしたんですけど、秋から。一つの大きな塊にして、ここの絵に出ていますよね。圧縮された、あれに、ビニールで全部囲って、内容を確認して、これ行き先は太陽セメントです。ですから、先ほど、どこに行くんだという質問では、大半はRPFを使っているだけなのは製紙メーカー、もしくはセメント工場です。これは、RPFを推進するために炉を変えたんですね。ですから国策で、それは一時やったんですけど。もともと重要な分野で、それを使ったわけですから、そういうような対応をしなければ使えませんよということだと思います。

一つは、この秋からやりますから、何社かがエントリーして、それをやる。我々も、暴騰する廃プラよりかは処理が困るということで、東京都さんがそれをやったらどうなるかというのはちょっと分からないなというふうな、東京都というか、豊島区もね。あと、ここはやっているやってないという、あれに出ていますけど、実は、中央区さんはうちなんですね。太田の城南島というところに、そのためのラインを造られているということで、これは今言っているように容り協がお金を払うんですね。したがって、容り協が審査します。非常に厳しくてABCと分かれまして、Cのレッテルを張られると、もう一回やり直しなんです。要は、それだけ品質を上げないと受取り側がね。それよりかは容り業者がお金を払いたくないからだろうと私は思うんですけど、すごい厳しいんです。

それは、ほとんど千葉の君津のほうへ行きまして、二つの工場、ここと関係しているんですけども、パレットです。輸送用関係のパレットに生まれ変わります。これは、非常に需要が多くて流れます。ただし、それに作られていく過程というのは、プラスチックをどこまで使っているかということと、今、熱量までお話しになると、これは、ちょっと意外だろうというふうになっていちゃうんですね。そこまで、また輸送しているわ

けですよ。それで、しかも、そこはすごい電氣量を使いますから。すごいフランス製の機械でもって細かく破碎したもののなかから分けるといふ動作をしないと、均一された品質にはならないわけです。それで作られるという、その工程は非常にいい。ですから、お金はかかるものだというふうには覚悟しないと、やはり厳しいんじゃないかというふうには思います。

あと一つ、さっき課長さんが話していた中で、リサイクルの中に不燃というのが括弧付で入っていますが、不燃が、不燃処理センターというので、豊島区さんの発生は。手前どもでやらせていただいているんですけど、これは豊島区さんの要請でもあります、90%以上リサイクルですから。そうですね。ですから、かなり、そういった意味ではやろうと思えばできるという。プラスチックとはちょっとずれますけど、全体としてはそういうものを、今度何かで、皆さんに資料を作っていただけて見ていただけたほうが早いんじゃないかなと思うんです。じゃないと話がまとまらないんじゃないかと。失礼します。

○会長 今、ご意見にもあった点ですけども、論点の中の(2)のところですよ。温室効果ガスはどの程度削減できるか。基本は、ごみ減量というのが第一目的の政策なわけですけども、それが(1)になるんですけど。(2)の部分で、温室効果ガスはというふうに出てきて、基本、そのごみ減量と資源化というのが基本の目標なんですけども、それに付随して、温暖化対策の側面が出てくるというので(2)があるんですけども、それ以外の環境施策というか、そういった側面もLCAというお話もあったように、そのほかの環境効果というか、そういったところの側面です。それについてのチェックもすべきだという、そういうご認識かと思えます。

そういう意味で2の部分ですね、(2)温室効果ガスが削減できるという側面についても、少し広く他の環境側面、例えば、廃プラスチックがリサイクルされることで、それを燃やすことで発生するCO<sub>2</sub>が削減するという側面しか書いてないんですけども、これリサイクルによってもCO<sub>2</sub>が発生してしまいますので、相殺するとどうなるかという側面が、視点がなかったかと思うので、その面も。まず、そこです。

それから、それ以外の環境効果の部分についても、チェックする必要があるというふうには、そういった議論かと思えますので、この3の主な論点、六つ挙げられていますけども、そのうちの(2)の部分の検討です。それと(6)に行ってしまう発生抑制ですね。この発生抑制が基本だという議論がございましたが、まずそのとおりだと思いますので、この発生抑制の部分の議論は(1)のごみ減量と資源化の推進というところの項目にまず入れていただきたいということかと思えます。

そのほか、何か質問とかご意見等ございましたらお願いいたします。

○委員 サーマルリサイクルという熱回収が3Rの中で非常に下のほうに見られていますけども、プラスチックに関しては、私は熱回収でいいと思っています。一つ理由としては、先ほどおっしゃったように、もうマテリアルで回すのは、海外のルートはなくなってし

まったので、無理があるということがあります。もう一つは、先ほど言った感染性の問題を考えても、何かそういった疑いがあるものは燃やしてしまったほうがいいわけで、プラスチックの中でも、食品系のものには、そういうものが多いのではないかなというような気がしています。

よって、私の考えは、例えば、食品や体液などで汚れて洗わなきゃいけないようなものは熱回収のほうに回すと。幸い豊島清掃工場は、発電機能を持っていますので、そこを活用すればいいんじゃないかという気がします。比較的きれいなものに関しては、先ほど、少しお話がありましたけども、RPFというのは、日本の商品名で、今はSRF、固形ごみ燃料、Solid recovered fuelに対して、国際規格、ISO規格ができてつあります。これが出来上がれば、ある程度、その規格に従って、SRFを商品として動かすことが可能になってくると思います。現在はおっしゃったように、確かに製紙とセメントぐらいしか受けてくれないんですけど、もう少し廃プラスチック由来の燃料の利用の幅が広がってくるのではないかと思いますので、このようなプラスチックを燃料として利用するという方法を、ごみ処理の感染性があるものや腐敗したものを処理するという役目と併せて考えていくというのはいいんじゃないかなと思います。

○委員 会長、すみません。

今、委員からお答えあったことで非常によく分かった部分もあるんですが、さっきの私の質問のところのお答えが頂いてないと思うんです。

それで、ケミカルリサイクルのところ、コークス炉化学原料化というのが出ているので、固形燃料化はケミカルリサイクルで換算されているのかなと思ったりなんかしているんですけど。固形燃料を作るのは産廃で回収した古紙だったり、プラスチックだったりで作っていますから、家庭から排出したのと、また、ちょっと単価は違ってくるんですけど、そこで手間作ると、直接製品自体を、かなりの高熱だとダイオキシンも出ないという話もあるので、そのまま燃料にもなるという考え方の焼却をしようのと、どっちが環境負荷がかからないのかなということをおっしゃっているんですけど、どうなんですかね。

○ごみ減量推進課長 すみません、先ほどご意見、ご質問いただいたところの中でのお話でございます。やはりリデュース、発生抑制のところをもっとしっかり話しをする、それをやはり前提にするのであれば、もっとしっかりそういったところの呼びかけですとか、そういったところをするというのはご指摘のとおりというふうに思います。

今、飲食店から自宅というふうなところもありまして、確かに、今実際にごみの量なんかを本年の状況を見ますと、豊島区でのごみ収集量というのは増えているというふうな状況があります。3月の時点では、家庭からのごみ量は3.7%、4月では7.3%、5月では2.8%、6月では11%というふうな形、やはり家庭からのごみの量は非常に増えているというふうな状況があります。

そのような中で、やはりしっかりと区のほうでも生ごみの水切りをしていただくとか、排出抑制の呼びかけをさせていただいているところではありますが、やはり、さらにこういったところをもっと強力に呼びかけていって、排出抑制というところをしっかりと、これをやるに当たっては、さらに呼びかけていけないといけないというふうに考えております。

それから、CO<sub>2</sub>の削減効果の試算のところは、東京都のデータを基にこちらのほうで計算をさせていただいたというふうなところがございます。その考え方を基に当区のほうに当てはめて計算をさせていただいているというような状況でございます。ただ、ご指摘にありましたとおり、CO<sub>2</sub>だけの指標でいいのかというところはございますので、そのほかの環境負荷の部分といったところも、どういった影響が出てくるのかといったところは、もう少し詳細に分析をしないといけないかなというふうに考えているところでございます。

それから、RPFのほうは、基本的には残渣の部分だけ、それがRPFになっているというふうなところでございます。この中に入り込んできた中で、正しくないものが入ってきてしまったところの残渣の部分もRPFにしているというのが指定法人のほうでのリサイクルの状況というところでございます。

以上でございます。

○会長 よろしいでしょうか。ほかに何かご発言ございましたら、お願いいたします。

○委員 すみません。資料の3ページのほうに東京都の動向、動きがありまして、都のほうが目標を掲げて、プラごみ焼却炉を40%削減という数値が出てきてしまっていて、これはもう東京都だけの関わりじゃなくて、当然、区市町村に関わるわけで、この東京都が掲げた目標と、それから、それを受け止める豊島区、どのような方向性に向かおうとして、今回、このことも含めて検討されると思うんですけど、その辺の状況というのはいかがなんでしょうか。

○ごみ減量推進課長 東京都のほうも、やはり、かなり相当の危機感を持っていて、特にそのプラ製容器包装を削減していくと、その具体的な数値も示してということで、ただ、それを示すだけではなくて、実際に区市町村がそれを導入する際の支援の事業も今年度の事業の中に予算を組んで盛り込んでいるというところであります。

具体的には、そのスタートアップの支援というふうな事業で、実際に導入する際の調査の費用ですね、その部分の助成があったりですとか、それから実際にその調査をした上で導入をするとなった際の収集費用、分別収集の費用の支援といったものを先の年度にわたってということをやっております。最大4年間という形で調査の部分の費用と、それから実際に収集をする際の支援というふうなところがあります。まだ導入をしてない11区のほうなんかにも、それぞれ回って、我々も意見交換させていただいておりますけれども、これをやはりやることによって、東京都全体で廃プラスチックの焼却を少しでも減らしていこうと、その目標の達成に向けて区のほうでも、それぞれやっ

なくてはいけないかなというふうなところで、今回、ここに至っている状況でございます。

○委員 ありがとうございます。賃貸の集合住宅を運営されている方と懇談する時があったんですけども、賃貸の住宅ですので、やはり住人の方にごみをきちんと出してほしい、分別をしてほしい、そういった、オーナーさんは、とてもそこは強く意向があるわけですけども、その住民の方々によくオーナーさんがお話ししているのが、豊島区は、プラスチック製品は一部を除いて、ほとんどの場合は燃やせるので、きちんとそういう燃やせるごみと一緒に入れてもいいですよ。ただし、これとこれとこれはきちっと分別をしてくださいねと。そういう分かりやすさをオーナーさんは賃借人の方に伝えて、それを守ってもらっている。だから、ごみの捨て方もあまりトラブルがないんだと。そういった言い方をしています。なるほどなというふうにした次第なんです。

今後、ちょっと進めようとしている部分が、このプラ製容器包装は、こういった種類に増えますよということになる。ただでもプラスチック製品の全てはないわけであって、そこはやっぱり区民の方々、それから住民の方々に本当に周知して徹底していただくということには結構な時間とか、そういったことが必要になってくるんじゃないかなというふうに、実生活の中では感じる部分があります。

先ほど、委員が取り上げてくださいましたけども、私も政府が出してきた、いわゆるプラスチック製品の一括回収ですとか、そういった記事も拝見しまして、だったら、現に23区でも2区はプラスチック製品を回収しているところもスタートしていますし、それから、東京以外の自治体でも、もう既にプラ製品を結構前から一括回収して、一つの袋の中に入れていただいて、また、それが分かるようにというふうにして、進めている実績のあるところも結構出てきて、結構というか出てきているのも聞いています。

そういう意味では、やっぱり区民に負担が極力かからないように進めていって、そして、目標なりの達成に向けていきたいと思えますし、またCO<sub>2</sub>の削減、そして、循環型社会を形成していくということにつながっていけばいいなというふうに感じています。

いろんな東京都の補助もあるそうでございますけども、ぜひ新たなことに区民の方々にご協力を頂くということが大きなウエートが含まれている分野でありますので、区民の方々の意識調査ですとか、そういった区民の方の声を聞いた上で組立てをぜひ実施していただきたいと、そんなように感じているところでございます。ご所見ございましたら、お聞かせいただければと思います。以上です。

○委員 すみません。先ほど、区としては、どういう方向に考えているんだというお話もありました。国、それから東京都、かなり力を入れて、このプラ対策に力を入れています。また、23区でも12区はもう既に容リプラやっていて、やってないほうが少なく、東京都の補助なんかもありまして、今やっていないところもやる方向に結構、今現在やっていない区もそちらのほうに行くという、そういう状況もあります。

また、豊島区は、SDGs未来都市、それから自治体SDGsモデルに選定されたと

ということもありますので、環境に本当にいいことをどんどんやっていきたいなと思っ  
ているところです。

ですので、今回この審議会に臨むに当たっては、我々としてはそういう方向、やる方  
向でご審議いただきたいなとは思っていますが、いろいろ課題も、今そういうご意見出  
ましたので、しかも3億円もお金がかかって、わざわざ分けて収集して、かえってCO<sub>2</sub>  
が増えちゃったというのでは、もう目も当てられないので、やはり、そういうところの  
検証もして、納得のいく形で導入できたらいいなというふうに思っております。

ですので、それに当たりましては委員の皆様には、そういういろんなご意見、あるい  
は、いろいろ専門的な分野の知識といたしますか、そういうご所見もいろいろ頂きながら、  
できたらやる方向で、皆さん納得してやる方向にできたらありがたいなと思ってい  
るところです。

○会長 ほかにご意見、ご質問ございましたらお願いいたします。

ご意見の中で、単に容り法の指定法人ルートを越えてプラ製品も含めて考えるべきと  
いう、そういった議論もございしますが、基本的にご提案というか、事務局のほうのご提  
案の指定法人に向けた取組ということで、基本的な方向性としてはよろしいのではない  
かという、そういったご反応かと思いますが、これといたしますか、そういうことでよろ  
しいでしょうか。

プラスチック製容器包装の分別収集導入につきまして、実施に向けて検討するという  
ことでよろしいでしょうか。

(異議なし)

○会長 それでは、今後の流れにつきまして、事務局からご説明をお願いしたいと思いま  
す。

○ごみ減量推進課長 それでは、今後審議会のほうと並行いたしまして、その分別収集導  
入についての調査の実施というものをさらに検討を進めてまいりたいというふうに考え  
てございます。

今後、それを進めていくに当たりまして、今回ご審議いただいた内容を、さらにしっ  
かり宿題も含めてまとめさせていただいて、この審議会での中間のまとめという形でさ  
せていただきたいと思うのですが、いかがでございませうでしょうか。

○会長 ご意見ございますでしょうか。

(なし)

○会長 それでは次回審議会の際に、事務局の中間まとめの素案の提出をお願いいたした  
いと思えます。

○ごみ減量推進課長 かしこまりました。

○会長 それでは本日も長時間ご審議いただきまして、ありがとうございます。

○委員 会長、すみません。締めに入ったところで恐縮なんですけど、今回の審議は、区と  
してやっている事業についてなので、この範囲でというのは当然なんですけど、予特のと

きにも申し上げたんですけども、区が排出事業者として、どれだけ注意を払っているかというのは、意識にすごく働きかけるところで、東京都の取組としては、オリンピック、まだ中止とか、そこが出る前のことでしたが、オリ・パラ会場の一部とか、あとパブリックビューイングの会場でプラスチック容器を禁止するというのが出ていたんですよ。せっかく出たんですけど、オリンピックがなくなっちゃったんで、また、その議論が下火になるだろうというふうに思うんですが、豊島区も公園内にいろんなカフェとかをオープンしている状況で、そのプラスチックについては考えるべきだということを予特のときに申し上げているんですが、直接区だったり、関連施設で出ている廃プラごみについて、今回の議論とはちょっと違うんですけど、やっぱり区自身が排出事業者として、それを考えていくというのは重要だと思っておりますので、ちょっと申し上げたいなと思いました。よろしくお願いいたします。

○会長 事務局、いかがですか。

○ごみ減量推進課長 ありがとうございます。

区が事業者として、やはり率先して、これに取り組んでいくというところは、ご指摘のとおりというふうに思います。先日、環境・清掃の特別委員会のほうもございまして、今のごみの量の状況ですとか、そういったところの報告ですとか、レジ袋有料化の説明などをさせていただいた中で、やはり同じような形で、区のほうで率先してしっかりここに取り組んでいくという、そういうものを示していくというご指摘もありまして、区のほうでも、それを考えていくというふうなところで答弁をさせていただきました。やはりイベントのときですとか、あるいは庁内でも、どのようにそういったものを減らしていくかというところはしっかり考えて、そういったところを示していけるようにしていきたいと考えております。

○会長 それでは、何かご意見ございますでしょうか。

(なし)

○会長 それでは、本日も長時間ご審議いただきまして、ありがとうございました。

事務局から連絡事項があるそうですので、よろしくお願いいたします。

○ごみ減量推進課長 それでは連絡事項2点ございます。

まず、1点目でございます。会議録につきましてでございますが、直ちに作成作業に入りまして、委員の皆様の確認のご連絡をさせていただく予定でございます。また、会議録は原則として、会議でのご発言をそのまま記録させていただくものになり、ご発言にお間違いがないかのご確認になりますので、よろしくお願いいたします。皆様にご確認いただきましたら、区のホームページに掲載をいたします。

2点目でございますが、次回の審議会の開催でございますが、予定では本年の8月末頃を予定させていただいているところでございます。冒頭にご案内しましたとおり、新型コロナウイルス感染症の状況によりまして、会長ともご相談の上、審議会の延期ですとか、書面開催とする可能性がありますこととはご承知おきいただければというふうには

考えているところでございます。

事務局からは以上でございます。

○会長 それでは、これをもちまして、第5期第2回豊島区リサイクル・清掃審議会を閉会させていただきます。

長時間、ご議論を頂きましてありがとうございました。今後とも、どうぞよろしくお願ひします。

(11時40分閉会)



<p>会 議 の 結 果</p>	<p>計画改定にあたり、食品ロス削減の推進、事業系ごみ対策、ごみ資源の適正排出の促進（プラスチックごみの削減）を審議する。</p> <p>次回審議会にて、プラスチック製容器包装の分別収集導入について の中間まとめ素案を審議する。</p>
<p>提出された資料等</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・資料 2-1 号 委員名簿</li> <li>・資料 2-2 号 計画改定の方向性について</li> <li>・資料 2-3 号 プラスチック製容器包装の分別収集による資源化の推進について</li> </ul>
<p>そ の 他</p>	